

（１）特別注意銘柄制度

① 特別注意銘柄への指定

東証は、以下に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券等を特別注意銘柄に指定することができるものとしています。

- ・ 上場会社が以下に掲げる上場廃止基準の各号に該当するおそれがあると東証が認めた後、当該各号に該当しないと東証が認めた場合

上場規程第601条第1項第6号	支配株主との取引の健全性の毀損
上場規程第601条第1項第10号	上場契約違反等
上場規程第601条第1項第19号	反社会的勢力の関与
上場規程第601条第1項第20号	公益又は投資者保護

- ・ 上場会社が以下に掲げる事項に該当する場合

<虚偽記載>

上場会社が有価証券報告書等に虚偽記載（有価証券上場規程第2条第30号）を行った場合

<不適正意見等>

上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書、中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書又は四半期財務諸表等に添付される期中レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が、期中レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合。

※ ただし、「意見の表明をしない」旨又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天変地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

- ・ 上場会社が適時開示に係る規定に違反したと東証が認めた場合
- ・ 上場会社が企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定に違反したと東証が認めた場合
- ・ 上場会社が適時開示・企業行動規範に係る改善報告書を提出した場合において、改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められないと東証が認めた場合

【上場規程第503条第1項】

特別注意銘柄の指定は、以下の事項その他の事情を総合的に勘案して行うこととしています。

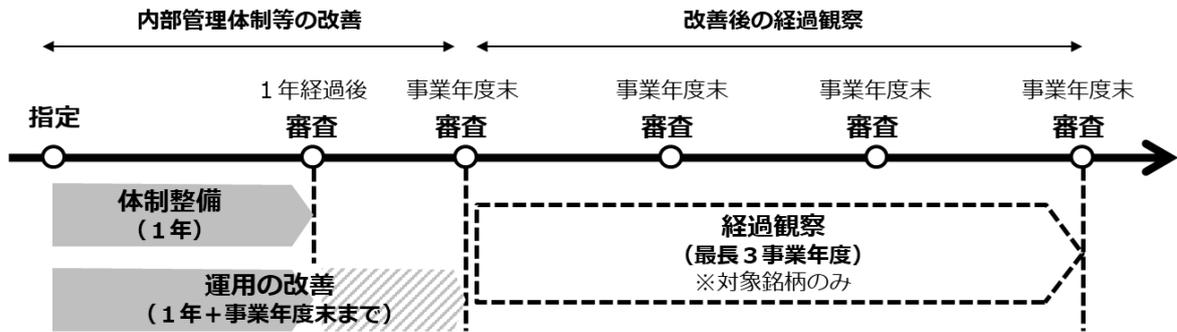
- 上場廃止基準に該当するおそれがあると認めた後、当該基準に該当しないと認めた場合
 - ・ 上場廃止基準に該当するおそれがあると認めた事象の内容、経緯、原因及びその情状
- 虚偽記載又は不適正意見等に該当する場合
 - ・ 有価証券報告書等における虚偽記載又は不適正意見等に係る期間、金額、態様及び株価への影響
 - ・ 有価証券報告書等における虚偽記載又は不適正意見等の原因となった行為、会社関係者の関与状況及び内部管理体制等の整備・運用の状況
- 適時開示に係る規定に違反したと東証が認めた場合
 - ・ 適時開示等された情報についての投資判断情報としての重要性
 - ・ 適時開示に係る規定に違反した経緯、原因及びその情状
 - ・ 過去における適時開示に係る規定の遵守状況等
- 上場会社が企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定に違反したと東証が認めた場合
 - ・ 企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定に違反した経緯、原因及びその情状

- ・ 過去における企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定の遵守状況等
- 改善報告書を提出した場合
 - ・ 改善報告書の提出を求めた事象の内容、経緯、原因及びその情状
 - ・ 改善報告書に記載された改善措置の実施状況及び運用状況

【上場管理等に関するガイドラインⅢ 1.】

② 特別注意銘柄への指定後の流れ

【指定後の流れ（イメージ）】



○ 内部管理体制等の改善

特別注意銘柄へ指定された上場株券等の発行者である上場会社は、原則として、当該指定から1年経過後の審査までに内部管理体制等を適切に整備・運用することが求められます。

ただし、指定から1年経過後の審査において、内部管理体制等が適切に整備されていると認められるものの、適切に運用されていると認められない場合（適切に運用される見込みがある場合に限り）には、特別注意銘柄の指定を継続し、当該指定の継続を決定した日の属する事業年度（当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度）の末日以降の審査までに、内部管理体制等の運用状況の改善を求めるとしてあります。

（審査の流れ）

特別注意銘柄へ指定されている上場株券等の発行者である上場会社は、当該指定から1年経過後速やかに、内部管理体制の状況等について記載した「内部管理体制確認書」を提出することが義務付けられます。

東証は、上場会社より提出された内部管理体制確認書の内容等に基づき審査を行い、以下のとおり取り扱います。

- ・ 内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認める場合：指定解除
 ※ただし、後述の経過観察の対象となる銘柄については、指定継続
- ・ 内部管理体制等が適切に整備されていると認めるものの、適切に運用されていると認められない場合（適切に運用される見込みがある場合に限り）：指定継続
- ・ 内部管理体制等が適切に整備されていると認められない場合又は適切に運用される見込みがなくなったと認める場合：上場廃止

※「内部管理体制確認書」は、施行規則第204条第1項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）」に準じて作成することが義務付けられています。ただし、継続企業の前提に疑義があることを事由として監査報告書に「意見の表明をしない」旨が記載された場合など、「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）」に準じた書面の提出が不要と認められる場合は、当取引所がその都度定める書面を提出することで足りるものとします。なお、上場会社が内部管理体制確認書の提出を速やかに行わない場合（後述の2回目以降の審査においては期限内に提出を行わない場合）や、提出された内部管理体制確認書の内容が明らかに不十分であると東証が認める場合などは、

内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められないものとして取り扱います。

※特別注意銘柄に指定された上場株券等の発行者である上場会社に対し、東証が必要と認めて内部管理体制等に関し照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告することが義務付けられています。また、東証から自主規制業務の委託を受けた自主規制法人も同様に照会を行うこととなります。上場会社は東証から求められた場合と同様に、自主規制法人からの照会についても直ちにその照会事項について正確に報告することが義務付けられています。なお、これらの照会に対する報告内容についても、内部管理体制等の審査において考慮されます。

【上場規程第503条第2項から第4項まで、第11項、第601条第1項第9号、第3条第2項】

上記の「内部管理体制等が適切に整備されていると認められるものの、適切に運用されていると認められない場合（適切に運用される見込みがなくなったと認める場合を除く）」に該当し、特別注意銘柄の指定が継続された場合、上場会社は、当該指定の継続を決定した日の属する事業年度（当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度）の末日から起算して3か月以内に、内部管理体制確認書を再提出することが義務付けられます。

東証は、上場会社より再提出された内部管理体制確認書の内容等に基づき審査を行い、以下のとおり取り扱います。

- ・内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認める場合：指定解除
（ただし、後述の経過観察の対象となる銘柄については、指定継続）
- ・内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められない場合：上場廃止

また、上記の審査のタイミングに関わらず、特別注意銘柄への指定後において、上場会社の内部管理体制等が適切に整備される又は適切に運用される見込みがなくなったと認める場合にも、上場が廃止されることとなります。

【上場規程第503条第5項から第7項まで、第601条第1項第9号】

○ 改善後の経過観察

特別注意銘柄へ指定された上場会社の内部管理体制等が、適切に整備され、運用されていると認めるものの、以下の「対象銘柄」に該当している場合には、内部管理体制等が適切に維持・運用されなくなるリスクが高いと考えられることから、最長で3事業年度の間、特別注意銘柄の指定を継続し、内部管理体制等の状況を継続的に審査します。

当該期間を通じて、内部管理体制等が適切に整備され、運用されていることを確認のうえで、その指定の解除を行います。

（対象銘柄）

- ・事業の継続性・収益性が確保されていない場合
 - － 直前の財務諸表、中間財務諸表又は四半期財務諸表に継続企業に関する事項が注記されている場合
 - － 各市場区分の利益又は純資産の額に関する新規上場基準を充足していない場合
 - ＜プライム市場の上場会社＞
 - ✓ 最近2年間における利益の額の総額が2.5億円以上
 - ✓ 直前の事業年度、中間会計期間又は四半期会計期間（第2四半期会計期間を除く。）の末日における純資産の額が5.0億円以上
 - ＜スタンダード市場の上場会社＞
 - ✓ 最近1年間における利益の額が1億円以上
- ・上場維持基準に適合していない場合であって、改善期間内にあるとき

- ※ 純資産の額に関する上場維持基準に関しては、改善期間入りの恐れがある場合（直前の四半期会計期間（直前の四半期会計期間が第2四半期会計期間の場合には、直前の中間会計期間）の末日における純資産の額が正でない場合）を含む

（審査の流れ）

内部管理体制等が適切に整備され、適切に運用されていると認めるものの、上記の「対象銘柄」に該当し、特別注意銘柄の指定が継続された上場会社は、指定継続後に迎える各事業年度（当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度の末日から起算して3か月以内に、内部管理体制確認書を再提出することが義務付けられます。

東証は、上場会社より再提出された内部管理体制確認書の内容等に基づき審査を行い、以下のとおり取り扱うものとします。

（第一回目・第二回目）

- ・内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認める場合
 - － 上記の「対象銘柄」に該当しないこととなったとき：指定解除
 - － 引き続き、上記の「対象銘柄」に該当しているとき：指定継続
- ・内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められない場合：上場廃止

（第三回目）

- ・内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認める場合：指定解除
- ・内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められない場合：上場廃止

また、上記の審査のタイミングに関わらず、経過観察の対象として特別注意銘柄の指定が継続された後、上場会社の内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められない状態となった場合にも、上場が廃止されることとなります。

【上場規程第503条第8項から第10項まで、第601条第1項第9号】

特別注意銘柄の指定の解除等に関する認定は、各市場区分への新規上場時における「企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制等の有効性」、「企業経営の健全性」、「企業内容の開示の適正性」（グロース市場においては、「企業内容、リスク情報等の開示の適正性」）の審査の観点に準ずる事項（特別注意銘柄の指定後における上場規則の遵守状況及び遵守を確保するための体制の整備及び運用の状況を含みます。）その他の事情を総合的に勘案して行うこととしています。

各市場区分への新規上場時における審査の観点の詳細については、日本取引所グループウェブサイトの「新規上場ガイドブック」をご参照ください。

○新規上場ガイドブック（プライム市場）

URL <https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/new/guide-new/index.html>

○新規上場ガイドブック（スタンダード市場）

URL <https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/new/guide-new/01.html>

○新規上場ガイドブック（グロース市場）

URL <https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/new/guide-new/02.html>

【上場管理等に関するガイドラインⅢ 2.】

【上場審査等に関するガイドラインⅡ 3.、Ⅱ 4.、Ⅱ 5.、Ⅲ 3.、Ⅲ 4.、Ⅲ 5.、Ⅳ 2.、Ⅳ 3.、Ⅳ 4.】

○ 内部管理体制の整備・運用状況等の開示

特別注意銘柄へ指定された上場株券等の発行者である上場会社は、当該指定から1年経過後速やかに、内部管理体制の整備及び運用の状況等について開示することが義務付けられています。

また、特別注意銘柄の指定が継続された場合は、当該指定の継続を決定した日の属する事業年度の末日から起算して3か月以内（当取引所が当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は、当該事業年度の末日及び翌事業年度の末日から起算して3か月以内）に、内部管理体制の整備及び運用の状況等を再び開示する必要があります。

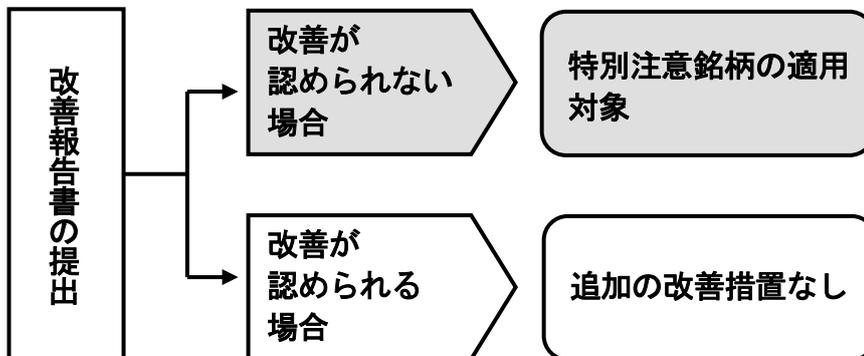
なお、上記の経過観察の対象となり、特別注意銘柄の指定が継続された場合は、内部管理体制等の改善の実効性を確保する観点から、事業の継続性や収益性等の改善に向けた取組やその進捗についてもあわせて開示するものとします。

【上場規程第408条の3】

(2) 改善報告書制度及び改善状況報告書制度

① 改善報告書の提出及び公衆縦覧

【改善報告書・特別注意銘柄の適用関係（イメージ）】



※ 改善報告書制度は、特別注意銘柄に至らない段階の措置

② 適時開示・企業行動規範に係る改善報告書

東証は、以下に掲げる場合において、改善の必要性が高いと認められるときには、上場会社に対して、その経緯及び改善措置を記載した報告書（改善報告書）の提出を求めるとしており、その場合、上場会社は、速やかに改善報告書の提出を行うことが義務付けられています。

- ・ 上場会社が適時開示に係る規定に違反したと東証が認める場合
- ・ 上場会社が企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定に違反したと東証が認める場合

また、東証は、提出された改善報告書の内容が明らかに不十分であると認める場合には、当該上場会社に対してその変更を要請し、当該改善報告書の再提出を求めるとしており、その場合にも、上場会社は、速やかに改善報告書の提出を行うことが義務付けられています。

なお、東証は、提出された改善報告書を公衆の縦覧に供するほか、日本取引所グループウェブサイトなどを通じて広く提供することとしています。

【上場規程第504条】

改善報告書の徴求の要否の判断は、以下の事項その他の事情を総合的に勘案して行うこととしています。

- 適時開示に係る規定違反の場合
 - ・ 適時開示等された情報についての投資判断情報としての重要性
 - ・ 適時開示等が適正に行われなかった経緯、原因及びその情状

- ・ 過去における適時開示に係る規定の遵守状況等

【上場管理等に関するガイドラインⅢ 3. (1)】

○ 企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定違反の場合

- ・ 企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定に違反した経緯、原因及びその情状
- ・ 過去における、企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定の遵守状況等

【上場管理等に関するガイドラインⅢ 3. (2)】

例えば、以下のいずれかに該当する場合には、改善報告書徴求の判断要素として勘案し、原則として改善報告書を徴求することとなります。

- ・ 過去2年間に、上場会社が適時開示に係る規定に違反した場合又は企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定に違反した場合において、改善報告書を徴求するに至らないが、改善を促す必要があると認められ、その経緯及び改善策を記載した書面（以下「経緯書」という。）を提出した上場会社が、同程度以上の規則違反を犯した場合
- ・ 過去5年間に、改善報告書を提出した上場会社が、再度の同様な規則違反を犯した場合

また、経緯書を徴求したにもかかわらず、同書面が速やかに提出されない場合（2週間程度）又は経緯書の記載内容が明らかに不十分な場合には、その他の事情として改善報告書徴求の判断要素として勘案し、原則として改善報告書を徴求することとなります。

なお、改善報告書の提出が求められた場合において、以下のいずれかに該当する場合は、上場契約について重大な違反を行ったものとして、上場が廃止されることとなります。

- ・ 東証が、改善報告書の提出等に関する通知を行い、当該書面の提出期限を設定したにもかかわらず、当該期限までに上場会社が改善報告書の提出の求めに応じない場合
- ・ 上場会社に対して改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況等が改善される見込みがないと東証が認めた場合

【上場規程第601条第1項第10号、施行規則第601条第8項第1号、第2号】

③ 適時開示・企業行動規範に係る改善状況報告書

上場会社が、改善報告書を提出した場合は、当該改善報告書の提出から6か月経過後速やかに、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書を東証に提出することが義務付けられています。

この場合、東証は、提出された改善状況報告書の内容が明らかに不十分であると認める場合には、当該上場会社に対してその変更を要請し、当該改善状況報告書の再提出を求めることとしており、その場合にも、上場会社は、速やかに改善状況報告書の提出を行うことが義務付けられています。

また、提出された改善状況報告書は公衆の縦覧に供するほか、日本取引所グループウェブサイトなどを通じて広く提供することとしています。

改善状況報告書の提出にあたっては、改善措置の実施状況及び運用状況の確認のため、必要な資料の徴求や閲覧、照会、面談などを実施し、当該改善状況報告書の記載内容が明らかに不十分であると東証が認める場合等には、改善報告書の提出を求めることとしています。

また、上記の提出に加えて、改善報告書の提出から5年が経過するまでの間に東証が必要と認める場合は、必要の都度、改善措置の実施状況及び運用状況に関して改善状況報告書を提出することが義務付けられています。

なお、改善報告書を提出した上場会社に対し、東証が必要と認めて改善措置の実施状況及び運用状況の照会を行った場合は、直ちに照会事項について正確に報告することが義務付けられています。また、東証から自主規制業務の委託を受けた自主規制法人も同様に照会を行うことがあります。上場会社は東証から求められた場合と同様に、自主規制法人からの照会についても直ちにその照会事項について正確に報告することが義務付けられています。

【上場規程第505条、第3条第2項】

④ 特別注意銘柄の指定解除後における改善状況報告書

上場会社が特別注意銘柄の指定を解除されてから5年が経過するまでの間に、東証が必要と認める場合は、必要の都度、内部管理体制の整備及び運用の状況等を記載した改善状況報告書を提出することが義務付けられています。

また、特別注意銘柄の指定が解除された上場会社に対し、東証又は東証から自主規制業務の委託を受けた自主規制法人が必要と認めて内部管理体制の整備及び運用の状況等の照会を行った場合は、直ちに照会事項について正確に報告することが義務付けられています。

【上場規程第505条の2、第3条第2項】

⑤ 書類の提出等に係る改善報告書

東証は、上場会社が上場規程に基づく書類の提出等を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、上場会社に対して、改善報告書の提出を求めることができることとしており、その場合、上場会社は、速やかに改善報告書の提出を行うことが義務付けられています。

また、東証は、提出された改善報告書の内容が明らかに不十分であると認める場合には、当該上場会社に対してその変更を要請し、当該改善報告書の再提出を求めることとしており、その場合にも、上場会社は、速やかに改善報告書の提出を行うことが義務付けられています。

【上場規程第506条】

⑥ 第三者割当等に関する確約に係る改善報告書

東証は、上場会社が、上場規程第422条の規定に基づく第三者割当等により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等に係る確約に関し、募集株式の譲渡の報告及びその確約等を適正に行わなかった場合には、上場会社に対して、改善報告書の提出を求めることができることとしています。

また、提出された改善報告書は、東証が必要かつ適当であると認めるときは公衆の縦覧に供することとしています。

【上場規程第507条】

(3) 公表措置

東証は、以下に掲げる場合であって、必要と認めるときは、その違反行為について公表措置を講ずることができることとしています。

- ・ 上場会社が適時開示に係る規定に違反したと東証が認める場合
- ・ 上場会社が企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定に違反したと東証が認める場合
- ・ 上場会社が会社法第331条、第335条、第337条又は第400条の規定に違反した場合

【上場規程第508条】

公表措置の要否の判断は、次に掲げる事項その他の事情を総合的に勘案して行うこととしています。

○ 適時開示に係る規定違反の場合

- ・ 適時開示等された情報についての投資判断情報としての重要性
- ・ 上場会社が規程第4章第2節の規定に違反した経緯、原因及びその情状
- ・ 当該違反に対して東証が行う処分その他の措置の実施状況

【上場管理等に関するガイドラインⅢ 4.】

- 企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定違反の場合
 - <第三者割当に係る遵守事項>
 - ・ 上場規程第432条各号に規定する手続の実施状況及び当該手続の内容
 - <株式分割等>
 - ・ 株式分割等の比率、株式分割等実施後の投資単位その他の株式分割等の態様等
 - <MSCB等の発行に係る遵守事項>
 - ・ MSCB等の行使条件、発行数量及び当該発行に伴う株式の希薄化の規模、月間の行使数量に関し講じられる措置の内容
 - <独立役員の確保に係る遵守事項>
 - ・ 施行規則第436条の2の規定に基づき上場内国株券の発行者が独立役員として届け出る者に係る状況
 - <会社情報の英文開示>
 - ・ 上場規程第436条の4に規定する英語による開示の状況
 - <業務の適正を確保するために必要な体制整備>
 - ・ 会社の業務並びに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備状況及び運用状況並びに金融商品市場に対する投資者の信頼の毀損の状況
 - <買収への対応方針の導入に係る遵守事項>
 - ・ 買収への対応方針の内容、その開示状況
 - <MBOの開示に係る遵守事項>
 - ・ 上場規程第441条に規定する公開買付けに関して行う意見の公表又は株主に対する表示についての開示における公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の開示状況
 - <内部者取引の禁止>
 - ・ 上場規程第442条の規定の違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに内部者取引の未然防止に向けて必要な情報管理体制の整備状況
 - <反社会的勢力の排除>
 - ・ 上場規程第443条の規定の違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに反社会的勢力による関与を防止するための社内体制の整備状況
 - <流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為の禁止>
 - ・ 流通市場の機能又は株主の権利の毀損の状況

【上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.】

(4) 上場契約違約金

東証は、上場廃止には至らない程度の上場諸規則違反に対する上場契約違約金制度を設けています。上場契約違約金は、上場諸規則の実効性を高めることを目的とし、市場に対する株主・投資者の信頼が毀損したと認める違反行為を適用対象としています。

上場諸規則の実効性を高めることは、株主・投資者のみならず、市場の質、レピュテーションの維持に寄与する観点から、上場会社にとっても必要なものであると考えられます。上場会社におかれましては、本制度の趣旨を十分にご理解いただき、上場諸規則を遵守していただくようお願いいたします。

○ 上場契約違約金制度の概要

東証は、上場会社が、以下に掲げる場合において、東証市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと東証が認めるときに、上場会社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることができること

としており、支払いを求めた場合は、その旨を公表することとしています。

- ・ 上場会社が適時開示に係る規定に違反したと東証が認める場合
- ・ 上場会社が企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定に違反したと東証が認める場合
- ・ その他上場会社が上場規程その他の規則に違反したと東証が認める場合

【上場規程第509条】

上場契約違約金の徴求の要否の判断は、公表措置の要否の判断において勘案するもの同一の事項その他の事情を総合的に勘案して行うこととしています。違反行為に対して公表措置を適用するか上場契約違約金を徴求するかについては、東証市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したかどうかで判断することになります。

【上場管理等に関するガイドラインⅢ 4.】

この制度は、上場諸規則の実効性を高めることが目的であるため、軽微な違反行為についてまで適用対象とすることを念頭においているものではなく、改善報告書の徴求に至らない適時開示義務違反、単なる書類提出の失念などに対して適用することは想定していません。

上場契約違約金の適用対象となり得る違反行為としては、例えば、特別注意銘柄に指定されている上場会社において再度不適切な会計処理が判明するなどして過去に訂正した過年度の決算短信の再度の訂正を行うに至った場合や、希薄化率が25%以上となる又は支配株主の異動を伴う第三者割当を行う際に必要な手続き（上場規程第432条）を行わない場合などがあります。これらは、適時開示義務や企業行動規範に違反するものであり、ある上場会社によってかかる行為が行われると、東証市場及び上場会社一般の信頼を毀損することが考えられることから、上場契約違約金の適用対象となり得るものと考えられます。

その他適用対象となると考えられる違反行為については、今後の具体的な適用事例を踏まえ、適宜、予見可能性を高めるための説明の充実を図ることとしています。

上場契約違約金の金額は以下の表により上場株券等の銘柄ごとに算出される金額となります。

市場区分等	内国株券及び当取引所を主たる市場とする外国株券等			当取引所以外を主たる市場とする外国株券等
	スタンダード市場	プライム市場	グロース市場	
上場時価総額				
50億円以下	1,440万円	1,920万円	960万円	240万円
50億円を超え 250億円以下	2,880万円	3,360万円	2,400万円	480万円
250億円を超え 500億円以下	4,320万円	4,800万円	3,840万円	960万円
500億円を超え 2,500億円以下	5,760万円	6,240万円	5,280万円	1,200万円
2,500億円を超え 5,000億円以下	7,200万円	7,680万円	6,720万円	1,440万円
5,000億円を超える もの	8,640万円	9,120万円	8,160万円	1,680万円

※ 上場時価総額は以下のとおり計算する。なお、株式分割、株式無償割当て又は株式併合がある場合の調整は、当取引所が定めるところによる。

- 内国株券

有価証券上場規程その他の規則の違反に関する事項について上場会社が規程第2編第4章第2節の規定に基づく会社情報の開示を最初に行った日（その開示の状況を踏まえ当取引所が適当でないと認める場合には、それに準ずる日として当取引所がその都度定める日）の前日（休業日を除外する。）における最終価格（当該前日の売買立会において売買が成立していない場合には、売買の成立した直近の日の売買立会における最終価格）と当該日の属する月の前月の末日の上場内国株券の数をを用いて計算します。

- 外国株券等

有価証券上場規程その他の規則の違反に関する事項について上場会社が規程第2編第4章第2節の規定に基づく会社情報の開示を最初に行った日（その開示の状況を踏まえ当取引所が適当でないと認める場合には、それに準ずる日として当取引所がその都度定める日）の前日（休業日を除外する。）の売買立会における最終価格（当該前日の売買立会において売買が成立していない場合には、当該前日における基準値段）と当該日の属する月の前月の末日の上場外国株券等の数をを用いて計算します。

上場契約違約金の支払いを求められた上場会社は支払いを求められた日が属する月の翌月末日までに所定の手続きに従って当該金額を支払わなければなりません。また、支払期日までに支払わない場合には、遅延損害金請求の対象となります。